

## エジプト「繊維産業近代化支援事業」専門家公募について

2016年9月9日

独立行政法人 日本貿易振興機構  
副理事長 赤星 康

日本貿易振興機構（ジェトロ）は、日本企業のアフリカ諸国等新興市場の開拓と現地産業の振興に取り組んでいます。このたび、エジプト・アラブ共和国の繊維産業における現地人材育成と日本の繊維機械の輸出促進を目的とした専門家派遣事業を行う予定です。ついては、下記の要領でご協力いただける専門家を募集します。関心をお持ちの方は、公募内容をご確認の上ご応募ください。

### 記

#### 1. 背景と目的

エジプトの繊維産業は歴史が長いだけでなく、現在に至るまで製造業の最大の雇用部門であるなど社会的重要性の高い産業である一方、かつての主要外貨獲得産業は今や他産業に押され低迷している。エジプトは2度の政変を経て疲弊した経済の立て直しを目下進めるが、主力の観光業低迷などで外貨準備高不足に悩む。また、スエズ運河開発や海外投資誘致に加え、既存の輸出産業振興も課題の一つである。

これらの要素を踏まえ、日本の繊維機械の輸出促進と人材育成を組み合わせることで産業近代化を支援し、同産業の再活性化を目指す。2015年度は、繊維（特に縫製）工場の生産管理分野における専門家をエジプトに派遣。エジプト繊維・縫製工場視察や、繊維産業関係機関・現地進出日系企業との情報交換を行い、同産業における現状・特徴・課題の調査を行った。その結果、同産業における生産効率に関して改善の余地が大いにあることが判明した。

昨年度の調査結果を受け、今年度は現地繊維関連製品生産企業の生産管理者を対象とした「生産効率改善」セミナー開催を企画。日本の繊維関連工場における生産管理技術を紹介し、現地への同技術の普及定着及び「生産効率」に対する意識向上を図ることによって、最終的には日本の繊維機械の輸出促進につなげる。

#### 2. 業務内容

- (1) エジプトの繊維関連製品生産企業に対する生産管理技術指導
  - ・1回目：現地繊維関連製品生産企業の生産管理者を対象とした「生産効率改善」セミナー、セミナー内容の定着を図るための工場実習の実施
  - ・2回目：上記セミナー実施後の効果測定、セミナー内容の定着を図るための工場実習の実施
- (2) 日本の繊維機械の輸出促進にかかる広報、宣伝活動
- (3) エジプトの業界団体等関係機関との意見交換
- (4) 本事業の今後の取り組みへの提案
- (5) 上記(1)～(3)に基づく報告書の作成及び帰国報告会の実施
- (6) その他本事業目的の遂行に必要な業務

#### 3. 募集人数

1名

#### 4. 派遣国

エジプト

## 5. 指導対象分野・品目

繊維（特に縫製）関連工場における生産管理分野

## 6. 派遣期間

2回派遣の予定（後日、相談の上決定）

（1） 1回目：2016年11月上旬～11月中旬のうち1週間程度

（2） 2回目：2017年1月下旬～2月上旬のうち1週間程度

※派遣時期、派遣期間、派遣回数については変更の可能性がある。

## 7. 派遣形態

（1） ジェトロと本人（または所属企業・団体等）が海外案件業務委託契約書を締結する業務委託方式

（2） 採択者が課税事業者である場合は、契約時に以下の書類を提出してください。

- ① 「課税事業者届出書」（写）または「課税事業者選択届出書」（写）
- ② 納税証明書（その3：消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明）、又は、課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書（写）
  - ・ 採択者が免税事業者である場合は「消費税及び地方消費税」を契約金額に上乗せして契約することはできませんのでご注意ください。
  - ・ 契約期間中に課税事業者、免税事業者のステータスが変わった場合は、遅滞なくジェトロにご連絡をいただくようお願いします。

## 8. 応募条件

（1） 応募資格（以下の条件は応募に必要な絶対条件とする）

- ① 事業へ積極的に参加する姿勢があり、自分の能力発揮に意欲的であること。
- ② 本業務を遂行する上で必要十分な健康状態であること。
- ③ 当該専門分野の専門知識が高く、同分野の業務経歴を3年以上有すること。
- ④ 日常会話程度の英語力があること（但し、ビジネスレベルの英語力（英語で調査・指導可能）を有することが望ましい）
- ⑤ 事業に必要とされる専門性と専門家の専門分野が合致していること。
- ⑥ 応募者に所属先がある場合は、所属元の了解が得られていること。
- ⑦ 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- ⑧ 本事業及び他のジェトロ事業への協力の実績のある場合、期間中に指導内容・姿勢等に重大な問題、または手続き、業務報告等に重大な問題を起こしていないこと。
- ⑨ ジェトロの指示する派遣期間内で派遣に対応可能であること。

（2） 面接による選考基準（下記の条件にあてはまる場合、内容に応じて評価する）

- ① 事業の目的や趣旨、必要性を十分に理解し、特定の企業を代表せず中立的な立場で情報提供が可能であること。
- ② 所属する企業・団体または本人が、途上国における繊維関連工場における技術の普及や繊維産業の機械化、日本の縫製機械市場、日本の縫製機械の強みについて、十分な知識や経験を有し、エジプトにおける競争力を見極める能力を有すること。
- ③ 途上国への縫製機械関連分野での派遣経験（調査・技術指導等）を有していること。

- ④ 日本の縫製機械関連企業・業界とのネットワークを有し、かつ、当該部門の市場開拓や、エジプトの繊維製品の生産性向上に意欲的であること。
- ⑤ コミュニケーション能力や協調性を有していること。

## 9. 謝金・派遣旅費等

- (1) ジェトロ規程に基づく宿泊費、日当および謝金を支給また移動に要する航空券を現物支給。
- (2) ジェトロは採択者（専門家）と相談し渡航日程を決定後、航空券(往復)の手配を開始。なお、航空券(往復)の手配の開始後に専門家の都合により本派遣の中止または派遣期間の変更が必要となった場合は、専門家に航空券手配にかかる取消料または変更手数料を負担頂きます。

## 10. 応募方法・選考手続き

- (1) 応募書類(所定フォーム)にご記入の上、2016年9月26日(月)10:00までに下記の書類提出先に電子メールで提出ください。
- (2) 書類選考通過の場合は、面談(日時は別途連絡、原則於東京)を経て採否を決定します。面談にかかわる交通費は支給しません。
- (3) 選考結果については採否のみを応募者本人に通知(採否理由はお答えできません)するとともに、採択者をジェトロ・ホームページ上で公表します(個人名は除く)。提出書類は返却しません。

## 11. 応募期間

2016年9月9日(金)～9月26日(月)10:00必着

## 12. スケジュール(予定)

- |                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| (1) 専門家募集公募、選定           | 9月上旬～10月上旬         |
| (2) 専門家派遣準備(調査資料準備、打合せ等) | 10月下旬～出発まで         |
| (3) 専門家派遣(1回目)実施         | 11月上旬～11月中旬のうち約1週間 |
| (4) 報告書作成、帰国報告会開催        | 帰国後1ヶ月以内(12月)      |
| (5) 専門家派遣(2回目)実施         | 1月下旬～2月上旬          |
| (6) 報告書作成、帰国報告会開催        | 帰国後1ヶ月以内(3月)       |

## 13. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、専門家選定および派遣手続きのために利用します。

## 14. 書類提出先(担当部課)

ジェトロ ビジネス展開支援部 途上国ビジネス開発課 開発支援班 (担当: 中本、椎葉)

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 6F

E-mail: [BDC@jetro.go.jp](mailto:BDC@jetro.go.jp)

※電話でのお問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承下さい。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
  - ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）
- ※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。  
また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
  - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）